

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(分配時調整外国税相当額の控除)

2 第二条の二 法第十三条の二第一項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項の居住者のその年分の所得税の額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する附帯税をいう。第六項及び次条第三項において同じ。）の額を除く。）とする。

3 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、第一項中「第六項」とあるのは「以下この条」と、「除く。」とあるのは「除く。」及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）と、前項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）のみ」とする。

4 租税特別措置法第四十一条の十九第五項第一号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「第六項」とあるのは「以下この条」と、「除く。」とあるのは「除く。」及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）と、第二項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）のみ」とする。

5 所得税法施行令第二百五十八条第四項の規定は、特定居住者（所得税法

第二百二条に規定するその年において非居住者であった期間を有する居住者

改正前

(分配時調整外国税相当額の控除)

2 第二条の二 法第十三条の二第一項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項の居住者のその年分の所得税の額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する附帯税をいう。第五項及び次条第二項において同じ。）の額を除く。）とする。

3 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、第一項中「第五項」とあるのは「以下この条」と、「除く。」とあるのは「除く。」及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）と、前項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）のみ」とする。

4 租税特別措置法第四十一条の十九第五項第一号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「第五項」とあるのは「以下この条」と、「除く。」とあるのは「除く。」及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）と、第二項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）のみ」とする。

5 所得税法施行令第二百五十八条第四項の規定は、特定居住者（所得税法

第二百二条に規定するその年において非居住者であった期間を有する居住者

である者又はその出国の日までの間に非居住者であった期間を有するその年の中途において出国をする居住者をいう。次条第二項において同じ。）が法第十三条の二第一項の規定による控除を行う場合について準用する。この場合において、同令第二百五十八条第四項中「受けた」とあるのは「受けた東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号。以下この項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される」と、「所得税の額に」とあるのは「所得税の額のみを特別措置法第十条（基準所得税額）に規定する基準所得税額として特別措置法第十三条（個人に係る復興特別所得税の税率）の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に」と、「（法」とあるのは「（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法」と、「及び法」とあるのは「及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法」と、「を第一項第四号の所得税の額」とあるのは「が当該所得税の額とその年分の第一項第四号の所得税の額とのうちいずれか少ない金額を超える場合に限り、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

6・7 省 略

8| 租税特別措置法第四十一条の十九第五項第一号の規定により読み替えられた所得税法第六十五条の五の三第一項の規定の適用がある場合における第六項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）とする。

9| 特定非居住者（その年の十二月三十一日（その年の中途において死亡した場合）には、その死亡の日）において非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。以下この項において同じ。）である者でその年において居住者（同条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）であった期間を有するもの又はその年の中途において出国（同条第一項第四十二号に規定する出国をいう。以下この項において同じ。）をする非居住者でその年の一月一日からその出国の日までの間に居住者であった期間を有するものをいう。次条第四項において同じ。）の法第十三条の二第二項の規定により復興特別所得税の額から控除する

5・6 同 上

7| 租税特別措置法第四十一条の十九第五項第一号の規定により読み替えられた所得税法第六十五条の五の三第一項の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）とする。

金額は、第五項において準用する所得税法施行令第二百五十八条第四項の規定に準じて計算した金額とする。

(外国税額の控除)

第三条 省 略

2| 所得税法施行令第二百五十八条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、特定居住者が法第十四条第一項の規定による控除を行う場合について準用する。この場合において、同号中「第九十三条」とあるのは「第九十二条」と、「所得税の額に」とあるのは「所得税の額のみを東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十条（基準所得税額）に規定する基準所得税額として同法第十三条（個人に係る復興特別所得税の税率）及び第十三条の二（分配時調整外国税相当額の控除）の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に」と、「を第一項第四号の所得税の額」とあるのは「これらの所得の金額について法第八十九条から第九十三条までの規定により計算したその年分の所得税の額に当該割合を乗じて計算した金額を超える場合限り、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

3| 省 略

4| 特定非居住者の法第十四条第二項の規定により復興特別所得税の額から控除する金額は、第二項において準用する所得税法施行令第二百五十八条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定に準じて計算した金額とする。

(予定納税)

第四条

法第十六条第三項の規定により納付があつたものとされる復興特別所得税の額（以下この条において「復興特別所得税納付額」という。）に一円未満の端数がある場合又は復興特別所得税納付額の全額が一円未満である場合において、その端数金額又は全額（以下この項において「端数金額等」という。）に第一号に掲げる合計額を加算した金額から第二号に掲げる合計額を控除した金額（以下この項において「調整後端数金額等」と

(外国税額の控除限度額の計算)

第三条 同 上

2| 同 上

(予定納税)

第四条 所得税法施行令第二編第五章第一節（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、法第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。

2| 同 上

いう。)が五十銭以下であるときは、その端数金額等を切り捨てるものとし、その調整後端数金額等が五十銭超であるときは、その端数金額等を一円とする。

2| 一・二 省略
省 略

(申告による納付等)

第六条 法第十八条第六項の規定の適用がある場合における所得税法施行令第二百六十六条第二項及び第三項(これらの規定を同令第二百九十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同令第二百六十六条第二項第二号中「所得税の額」とあるのは、「所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額」とする。

2 第四条の規定は、法第十八条第三項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により納付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

3 所得税法施行令第二百六十六条の二(第三項及び第四項を除く。)の規定は、法第十八条第七項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合において、同令第二百六十六条の二第六項第一号中「納税猶予分の所得税額」とあるのは「納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、同項第二号中「法第二百二十条第一項第三号(確定所得申告)」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十七条第一項第二号(課税標準及び税額の申告)」と読み替えるものとする。

4 法第十八条第七項に規定する納税猶予分の所得税額の端数計算及び当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額の端数計算については、所得税法施行令第二百六十六条の二第四項及び第六項並びに前項において準用する同条第六項の規定にかかわらず、これらの額の合計額によって行い、当該合計額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 省 略

6 第四項の規定は、法第十八条第九項に規定する贈与納税猶予分の所得税

3| 一・二 同上
同 上

(申告による納付等)

第六条 所得税法施行令第二百六十六条第二項及び第三項(これらの規定を同令第二百九十三条において準用する場合を含む。)の規定は、法第十八条第六項において準用する所得税法第三百三十五条第一項第二号(同法第三百三十六条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、法第十八条第三項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により納付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

3 所得税法施行令第二百六十六条の二(第三項及び第四項を除く。)の規定は、法第十八条第七項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合において、同令第二百六十六条の二第六項第一号中「納税猶予分の所得税額」とあるのは「納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、同項第二号中「法第二百二十条第一項第三号(確定所得申告)」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号)第十七条第一項第二号(課税標準及び税額の申告)」と読み替えるものとする。

4 法第十八条第七項に規定する納税猶予分の所得税額の端数計算及び当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額の端数計算については、所得税法施行令第二百六十六条の二第四項及び前項において準用する同条第六項の規定にかかわらず、これらの額の合計額によって行い、当該合計額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 同 上

6 第四項の規定は、法第十八条第九項に規定する贈与納税猶予分の所得税

額及び当該贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額又は同条第十項に規定する相続等納税猶予分の所得税額及び当該相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額について準用する。この場合において、第四項中「第二百六十六条の二第四項及び第六項」とあるのは「第二百六十六条の三第十項及び第十三項」と、「前項において準用する同条第六項」とあるのは「次項において準用する同条第十三項」と読み替えるものとする。

(申告による源泉徴収特別税額等の還付等)

第七条 法第十九条第一項、第三項、第四項又は第八項の規定により還付する復興特別所得税については、所得税法施行令第二編第五章第三節第一款（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）及び第二百九十七条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「確定申告書」とあるのは「復興特別所得税申告書」と、「源泉徴収税額」とあるのは「源泉徴収特別税額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省 略	省 略	省 略	省 略
第二百六十七 条第五項	第二百六十三 条第二項本文	復興特別所得税に関する政令第五 条第一項（課税標準及び税額の申 告）において準用する第二百六十 三条第二項本文	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略
第二百六十九 条	省 略	省 略	特別措置法第十九条第七項におい て準用する法第百三十九条第三項 (予納税額の還付) 若しくは特別
	法第百三十九 条第三項若しくは		

額及び当該贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額又は同条第十項に規定する相続等納税猶予分の所得税額及び当該相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額について準用する。この場合において、第四項中「第二百六十六条の二第四項」とあるのは「第二百六十六条の三第十項」と、「前項において準用する同条第六項」とあるのは「次項において準用する同条第十三項」と読み替えるものとする。

(申告による源泉徴収特別税額等の還付等)

第七条 同 上

同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	復興特別所得税に関する政令（平 成二十四年政令第十六号）第五 条第一項（課税標準及び税額の申 告）において準用する第二百六十 三条第二項本文	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	特別措置法第十九条第七項におい て準用する法第百三十九条第三項 若しくは特別措置法第二十三条第

省略	省略	措置法第二十三条第七項（更正等）による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する法
省略	省略	措置法第二十三条第七項（更正等）による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する法

2 第四条の規定は、法第十九条第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により還付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（修正申告の特例）

第七条の二 所得税法施行令第二百七十三条の二（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、法第二十条の二第六項において準用する所得税法第五十一条の六第一項第四号（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事由について準用する。

（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）

第八条 省略

2 第四条の規定は、法第二十三条第六項の規定により還付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（課税標準の端数計算等）

第九条 第四条の規定は、法第二十四条第四項若しくは第五項（これらの規定を法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により按分された復興特別所得税の額又は法第二十五条第二項（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により充当があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

同上	同上	七項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する法
同上	同上	同上

2 第四条第二項及び第三項の規定は、法第十九条第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により還付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（修正申告の特例）

第七条の二 所得税法施行令第二百七十三条の二（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、法第二十条の二第六項において準用する所得税法第五十一条の六第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事由について準用する。

（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）

第八条 同上

2 第四条第二項及び第三項の規定は、法第二十三条第六項の規定により還付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（課税標準の端数計算等）

第九条 第四条第二項及び第三項の規定は、法第二十四条第四項若しくは第五項（これらの規定を法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により按分された復興特別所得税の額又は法第二十五条第二項（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により充当があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

(源泉徴収義務等)

第十条 省 略

2 省 略

3 次の各号に掲げる規定は、法第二十八条第一項、第五項又は第六項の規定により当該各号に定める所得税と併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税について、それぞれ準用する。この場合において、租税特別措置法施行令第二十五条の十の十一第九項各号及び第十四項並びに第二十六条の十二第二項中「納付すべき金額」とあるのは、「納付すべき所得税の額に係る復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

一 省 略

一 の二 租税特別措置法施行令第五条の二の二第二項の規定 租税特別措置法第九条の八第二項に規定する契約不履行等事由が生じたことにより同条第一項の規定の適用がなかったものとされる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等につき同法第八条の三第三項又は第九条の三の二第一項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

二・三 省 略

三 の二 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第四十項及び第四十一項の規定 租税特別措置法第三十七条の十四第八項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

四 省 略

4 第四条の規定は、法第二十八条第九項（法第二十九条第二項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定により納付があったものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

(年末調整)

第十一条 法第三十条第一項の規定による充当又は納付が行われる場合における所得税法施行令第四編第一章第二節（第三百十一条を除く。）の規定

の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(源泉徴収義務等)

第十条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 同 上

一 の二 租税特別措置法施行令第五条の二の三第一項の規定 租税特別措置法第九条の九第二項に規定する契約不履行等事由が生じたことにより同条第一項の規定の適用がなかったものとみなされた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等につき同法第八条の三第三項、第九条の二第二項又は第九条の三の二第一項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

二・三 同 上

三 の二 租税特別措置法施行令第二十五条の十三の八第二十二項及び第二十三項の規定 租税特別措置法第三十七条の十四の二第八項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

四 同 上

4 第四条第二項及び第三項の規定は、法第二十八条第九項（法第二十九条第二項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定により納付があったものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

(年末調整)

第十一条 所得税法施行令第四編第一章第二節（第三百十一条を除く。）の

規定は、法第三十条第一項の規定による充当又は納付が行われる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略	第三百二十二条	特例	特例) 及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百七号。以下「特別措置法」という。)
省略			特例) 及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百七号。以下「特別措置法」という。)
省略			特例) 及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百七号。以下「特別措置法」という。)

(復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例)
第十三条 法第四章の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所得税法施行令	第九十七条第一号	の規定	(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)
	第九十七条第一号	の規定	(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)
	第九十七条第一号	の規定	(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)

同上	同上	同上	特例) 及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)
同上	同上	同上	特例) 及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)
同上	同上	同上	特例) 及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)

(復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例)
第十三条 同上

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上	同上	同上	(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)
同上	同上	同上	(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)
同上	同上	同上	(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)

第二百八十一	条第五項第二号	省略	省略	条第二百二十三	省略	省略	
所得税	の控除限度額	省略	省略	に規定する	省略	省略	
所得税及び当該所得税	の控除限度額及び復興特別所得税控除限度額（復興特別所得税に関する政令第三条第二項（外国税額の控除）において準用する前号に規定する控除限度額をいう。）	省略	省略	第一項（外国税額の控除）の規定により計算した金額（次条第五項において「復興特別所得税の控除限度額」という。）とし、法第九十五条第二項に規定する	省略	省略	の規定
				に規定する復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額は、復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第三条第一項（外国税額の控除）の規定により計算した金額（次条第五項において「復興特別所得税の控除限度額」という。）とし、法第九十五条第二項に規定する			

条第二百八十一	条の二第二項	同上	同上	同上	同上	同上	
所得税	所得税	同上	同上	同上	同上	同上	
所得税及び当該所得税	所得税及び当該所得税につき特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により併せて徴収された復興特別所得税	同上	同上	に規定する復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額は、復興特別所得税に関する政令第三十一条（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（次条第五項において「復興特別所得税の控除限度額」という。）とし、法第九十五条第二項に規定する	同上	同上	定

租税特別措置法施行令							
八項	第四条の九第	省略	省略		第二百九十二条の十	省略	条の二第二項
法	「租税特別措置	省略	省略		に規定する	省略	
読み替えて適用される	「特別措置法第三十三	省略	省略	省略	に規定する復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額は、復興特別所得税に関する政令第三条第三項（外国税額の控除）の規定により計算した金額（次条第五項において「復興特別所得税の控除限度額」という。）とし、法第六十五條の六第二項に規定する	省略	につき特別措置法第二十八條第一項（源泉徴収義務等）の規定により併せて徴収された復興特別所得税

同上							
	同上	同上	同上		同上	同上	
法	「租税特別措置	同上	同上		同上	同上	
読み替えて適用される	「特別措置法第三十三	同上	同上	同上	に規定する復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額は、復興特別所得税に関する政令第三条第二項（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（次条第五項において「復興特別所得税の控除限度額」という。）とし、法第六十五條の六第二項に規定する	同上	同上

		第四項		第四條の十一		省略		省略		第四條の第十		省略			
所得稅の額	及び	法	「租稅特別措置	省略	省略	所得稅の額	及び	法	「租稅特別措置	省略	省略	所得稅の額	及び		
所得稅の額及び復興特	並びに	租稅特別措置法	「特別措置法第三十三	省略	省略	所得稅の額及び復興特	並びに	租稅特別措置法	「特別措置法第三十三	省略	省略	所得稅の額及び復興特	並びに	租稅特別措置法	
		読み替えて適用される	条第一項の規定により			別所得稅の額		読み替えて適用される	条第一項の規定により			別所得稅の額			

		同上		同上				同上		同上					
所得稅の額		法	「租稅特別措置	同上	同上	所得稅の額		法	「租稅特別措置	同上	同上	所得稅の額			
別所得稅の額	所得稅の額及び復興特	租稅特別措置法	「特別措置法第三十三	同上	同上	別所得稅の額		租稅特別措置法	「特別措置法第三十三	同上	同上	別所得稅の額		租稅特別措置法	
		読み替えて適用される	条第一項の規定により					読み替えて適用される	条第一項の規定により						

項	第二十五条の十三第四十二	省略	第五条の二の二第三項			省略	第五条第四項			省略	
	第三十七条の十四第八項の	省略	所得税の額	第九條の三の二第一項	及び	省略	所得税の額	及び	「租税特別措置法」	省略	省略
	第三十七条の十四第八項及び特別措置法第二十八條第一項の	省略	別所得税の額の合計額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額	並びに	省略	別所得税の額	並びに	「特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」	省略	別所得税の額

十四項	第二十五条の十三の八第二	同上	第五条の二の三第二項			同上	同上			同上	
	第三十七条の十四の二第八項の	同上	所得税の額	第九條の三の二第一項		同上	所得税の額		「租税特別措置法」	同上	同上
	第三十七条の十四の二第八項及び特別措置法第二十八條第一項の	同上	別所得税の額の合計額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額	並びに	同上	別所得税の額	並びに	「特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」	同上	同上

昭 和 六 十 二		律 施 行 令 （ 三 十 七 号 ）		関 す る 法 律 （ 昭 和 三 十 七 年 政 令 第 二 百 二 十 七 号 ）		第 十 七 条 第 一 項 各 号		第 十 七 条 第 二 項 各 号		省 略	
省 略		省 略		省 略		省 略		相 当 す る 金 額		省 略	
省 略		省 略		省 略		省 略		相 当 す る 金 額 及 び 当 該 株 主 等 対 象 償 還 差 益 に 対 す る 所 得 税 の 額 に 百 分 の 一 ・ 一 を 乗 じ て 計 算 し た 金 額 に 当 該 所 有 期 間 割 合 を 乗 じ て 計 算 し た 金 額 に 相 当 す る 復 興 特 別 所 得 税 の 額		相 当 す る 金 額 及 び 当 該 株 主 等 対 象 償 還 差 益 に 対 す る 所 得 税 の 額 に 百 分 の 一 ・ 一 を 乗 じ て 計 算 し た 金 額 に 当 該 所 有 期 間 割 合 を 乗 じ て 計 算 し た 金 額 に 相 当 す る 復 興 特 別 所 得 税 の 額	

同 上		同 上		同 上		同 上		同 上		同 上	
同 上		同 上		同 上		同 上		同 上		同 上	
同 上		同 上		同 上		同 上		同 上		同 上	
同 上		同 上		同 上		同 上		同 上		同 上	

第四條の三第 四項		省 略	第三條第二項 各号		省 略	第三條第一項 各号	
とする		省 略	相当する金額		省 略	相当する金額	
とし、同条第五項に規定する徴収された復興特別所得税の額のうち特定社会保険料に対応		省 略	相当する金額及び当該株主等償還差益に対する所得税の額に百分の一・一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の額		省 略	相当する金額及び当該源泉徴収による所得税の額に百分の一・一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の額	

同上		同上	同上		同上	同上	
同上		同上	同上		同上	同上	
とし、同条第五項に規定する徴収された復興特別所得税の額のうち特定社会保険料に対応		同上	相当する金額及び当該株主等償還差益に対する所得税の額に百分の一・一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の額		同上	相当する金額及び当該源泉徴収による所得税の額に百分の一・一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の額	

	第四十八条の九の二第四項、第六項及び第七項	省略	
	国税の控除限度額	省略	
	所得税の控除限度額	省略	

	第四十八条の九の二第七項	同上						
道府県民税の控除余裕額は、同項に規定する道府県民税の	が当該前年以前三年内の各年の国税の	同上	道府県民税	、当該前年以前三年内の各年の国税の	同条第四項	に当該前年以前三年内の各年の国税の	各年の同項	道府県民税
、第七條の十九第四項	が当該前年以前三年内の各年の所得税法第九十五條第一項に規定する	同上	県民税	、当該前年以前三年内の各年の同條第一項に規定する	第七條の十九第四項	に当該前年以前三年内の各年の同法第九十五條第一項に規定する	各年の第七條の十九第四項	道府県民税の控除余裕額は、同項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同項に規定する道府県民税の

省略		租税特別措置法	省略	第一欄
省略		第四十一条の十二第四項	省略	第二欄
省略	省略	徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項	省略	第三欄
省略	省略	前項 定めるところにより、特別所得税は、政令で併せて徴収される復興 り当該所得税の徴収に 八条第一項の規定によ 律第一百七号)第二十 置法(平成二十三年法 の確保に関する特別措 興のための施策を実施 するのために必要な財源 の確保に関する特別措 置法(平成二十三年法 律第一百七号)第二十 八条第一項の規定によ り当該所得税の徴収に 併せて徴収される復興 特別所得税は、政令で 定めるところにより、 前項	省略	第四欄

2 法第三十三条第二項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

省略			省略	
省略			省略	
省略			省略	
省略			省略	

同上		同上	同上	第一欄
同上		同上	同上	第二欄
同上	同上	徴収される所得税は	同上	第三欄
同上	同上	特別所得税は 併せて徴収される復興 り当該所得税の徴収に 八条第一項の規定によ 律第一百七号)第二十 置法(平成二十三年法 の確保に関する特別措 興のための施策を実施 するのために必要な財源 の確保に関する特別措 置法(平成二十三年法 律第一百七号)第二十 八条第一項の規定によ り当該所得税の徴収に 併せて徴収される復興 特別所得税は	同上	第四欄

2 同上

同上				
同上				
同上	同上	、当該前年以前の各年の各年の国税の	同上	条第四項
同上	同上	、当該前年以前の各年の同法第九十五条第一項に規定する	同上	

3 第一項に定めるもののほか、所得税及び復興特別所得税に係る国税通則法及び国税通則法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 省 略
4・5 省 略

附 則

1 (施行期日)

この政令は、令和九年一月一日から施行する。

2 (復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例に関する経過措置)

改正後の復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第四条の三第四項の規定は、この政令の施行の日以後に生ずる東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第五条の二の二第五項の給与又は報酬に対する所得税に係る同項の特定社会保険料について適用し、同日前に生じた同項の給与又は報酬に対する所得税に係る同項の特定社会保険料については、なお従前の例による。

3 第一項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法及び国税通則法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 同 上
4・5 同 上